

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 10 日

鳥取地方裁判所米子支部

裁判所書記官 溝 口 由利子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 31 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 9 月 7 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 9 日 午後 1 時 10 分 場 所 鳥取地方裁判所米子支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 29 日 午前 10 時 00 分 場 所 鳥取地方裁判所米子支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 10 日から当庁地裁書記官室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	7,370,000 5,896,000	一括	1,474,000	58,827	0
1	3,160,000				
2	4,210,000				
				</	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 米子市日下字東屋敷 |
| | 地 番 | 2 9 3 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 4 8. 0 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 米子市日下字東屋敷 2 9 3 番地 |
| | 家屋 番号 | 2 9 3 番の 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 0 8. 0 7 平方メートル
2 階 3 0. 8 8 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 8 年 6 月 2 6 日

鳥取地方裁判所米子支部

裁判所書記官 溝 口 由利子

1 不動産の表示

【物件番号 1、2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1、2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。合同会社 W E E D が 1 階リビング部分を占有している。同社の占有権限は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。



- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



※11※

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 米子市日下字東屋敷 |
| | 地 番 | 2 9 3 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 4 8. 0 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 米子市日下字東屋敷 2 9 3 番地 |
| | 家屋 番号 | 2 9 3 番の 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 0 8. 0 7 平方メートル
2 階 3 0. 8 8 平方メートル |



令和 8 年(ヌ)第 4 号
令和 8 年 4 月 28 日受理
令和 8 年 6 月 17 日提出

現況調査報告書

鳥取地方裁判所米子支部

執行官 山 野 剛 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 米子市日下字東屋敷
地 番 293番
地 目 宅地
地 積 1048.02平方メートル
- 2 所 在 米子市日下字東屋敷293番地
家屋 番号 293番の1
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 108.07平方メートル
2階 30.88平方メートル

(2 枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件2 関係)			
占有範囲		☐ 全部 ☒ 1階リビング部分	
占有者		☐ 債務者 ☒ 合同会社WEED	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☒ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■B (占有者会社業務執行社員) ■A (所有者))の陳述／ ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ☒ 使用借権 ☐	
占有開始時期		令和 6年 5月 1日	
最初の契約等	契約日	明確な契約なし	
	期間	 年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐期間の定めなし 	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	 年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐期間の定めなし 	
契約等	貸主	☒ 所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	☒ 占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		 毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐前払 (分 円) ☐相殺 (分 円) 	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (土地建物所有者)	1 この建物には私と夫B、子供の家族が住んでいます。また、夫が業務執行社員である合同会社WEEDが事務所として使用していますが、家賃等の金銭のやり取りはなく、無償で使用させています。 2 私が建物を購入後に内部を大きく改装しています。 3 建物には太陽光発電システムがあります。リースではなく買い取りです。 4 室内で大型犬1匹を飼っています。
■ B (Aの同居人夫、占有者 会社業務執行社員)	1 私は合同会社WEEDの業務執行社員です。令和6年5月1日に設立した同会社の本店所在地が本件建物になっています。1階リビングに自宅兼会社用の電話を置いており、同会社の連絡用にも使用しています。会社としての事務所スペースはありませんし、私以外の会社関係者の出入りもありません。 2 私は本件建物で平成17年ころから住んでいます。このころは当時の所有者から賃借していました。その後、私が勤めていた会社が所有者となり引き続き社宅として家族と住んでいました。平成30年には妻Aが所有者となり現在に至ります。 3 平成26年ころに私が現在ある塀や門扉、駐車場を造りました。その際の工事・施工費の支払いが未だ残っています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 各物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から 2、3 枚目記載のとおり認めた。
なお、B の占有は A の占有補助者としての占有である。また、合同会社 W E D の本店所在地が本件建物になっている。事務所スペースは特になかったが、B が業務執行社員として同会社の仕事をしており、玄関に同会社の表札が掲示されていたことから、同会社の占有を認め、その占有権原は使用借に基づく占有であるものと認めた。
- 2 本件建物内部は改装され、ほぼ綺麗な状態であるが、外部は建築（昭和 3 9 年新築）・増築（昭和 5 4 年増築）時の状態であり、経年相応による劣化がある。室内で大型犬が飼われており、柱等に傷が見受けられた。
- 3 本件土地の接面道路は南東側の幅員約 2. 5 メートルの公衆用道路である。
- 4 各隣地との境界について、本件土地にコンクリートブロック塀が設置されているため、各隣地との境界は概ね明瞭である。
- 5 本件建物に接して、ウッドデッキ・差し掛け・物置（工作物）が造られている。敷地内に庭石、石灯籠、鉄棒、スチール製物置が置かれている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和 8年 5月14日(木) 12:30-12:35	物件所在地	外観による占有調査 土地の範囲調査 写真撮影
令和 8年 5月19日(木) 8:50- 8:55	執行官室	Bに占有関係等について電話聴取
令和 8年 6月10日(水) 8:33- 8:40	鳥取地方法務局 米子支局	隣接地の登記事項調査 合同会社WEEDの登記事項調査
令和 8年 6月10日(水) 9:55-11:10	物件所在地	関係人に面談 立入調査(評価人同行) 写真撮影

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公用

登記年月日：平成23年7月11日

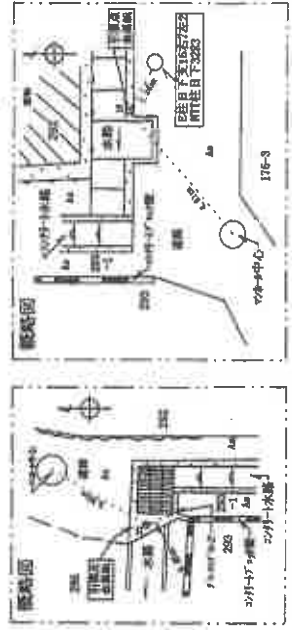
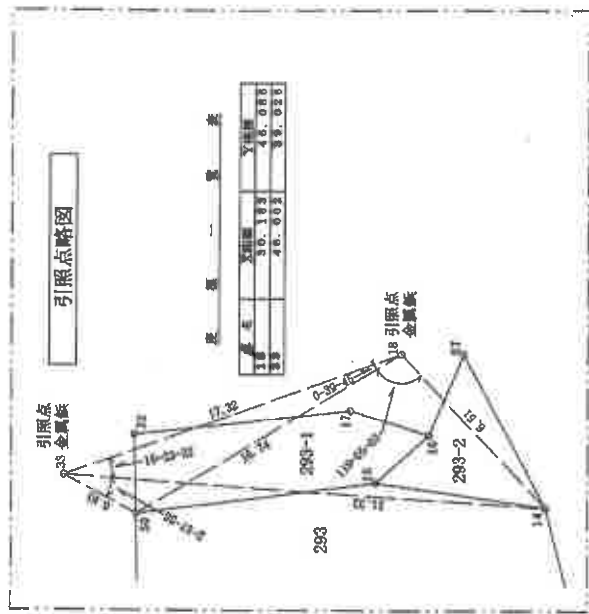
平成23年7月11日登記

地積測量図

地番 293, 293-1, 293-2

土地の所在 米子市日下字東屋敷

2/2



作成者 土地家屋調査士

(鳥取県土地家屋調査士会所属)

7月4日作成

申請人

縮尺 1/

登記年月日：昭和54年9月21日

137293

各階平面図

昭和54年9月21日登記

家屋番号 2P301

建築物図面

建築物の所在 半田市下宮東屋敷 2P3

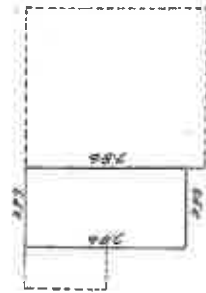
1階

2階



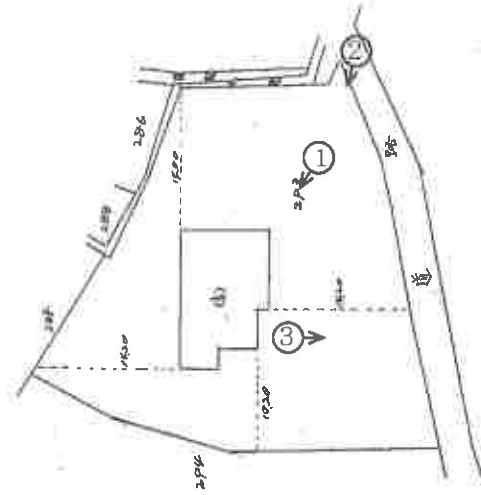
1階床面積

1.98 x 2.93 = 5.8014
28.6 x 28.6 = 817.96
2.0 x 2.0 = 4.00
108.0750m²



2階床面積

28.6 x 28.6 = 817.96m²



製作者 土地家屋調査士

縮尺 1/2500

縮尺 1/500

申請人

(昭和54年9月21日)

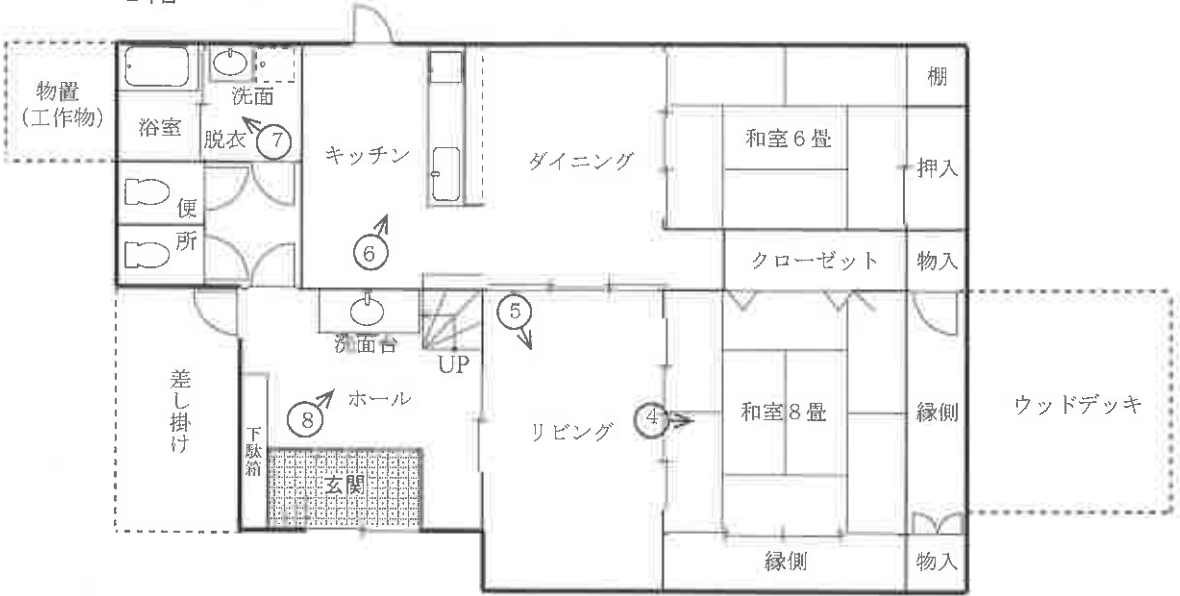
(土地家屋調査士会印)

建物間取図

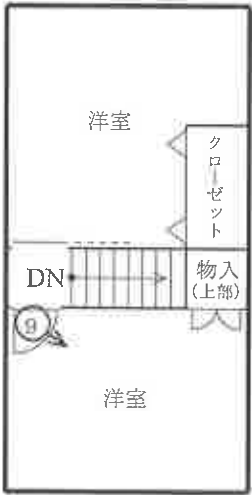


④～⑨写真撮影場所

1 階



2 階



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



事件番号

令和8年(ヌ)第4号



評 価 書

本評価書は、民事執行法第58条による
不動産の評価の成果を報告するものです。

令和 8 年（ 又 ） 第 4 号
令和 8 年 6 月 10 日 現 地 調 査
令和 8 年 6 月 25 日 評 価

鳥取地方裁判所 米子支部 御中

評 価 書

評価人（ 不動産鑑定士 ）

小 谷 学

第 1 評価額

一 括 価 格	
金7,370,000円	
内 訳 価 格	
物件番号 1 (土地)	金3,160,000円
物件番号 2 (建物)	金4,210,000円

- ① 一括価格は、上記各物件について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 土地の内訳価格 : 土地価格から建物のための土地利用権等価格を控除した価格。
建物の内訳価格 : 建物価格に土地利用権等価格を加算した価格。

第 2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、物件の種類及び品質の不適合について、債務者(売主)に担保責任がないこと)等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降に発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載の無い事項については、ほぼ登記簿記載と同じ

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1 (土地)	所 地 地 地 在 番 目 積	米子市日下字東屋敷 293番 宅地 1,048.02㎡	
2 (建物)	所 家 種 構 床 面 在 番 号 類 造 積	米子市日下字東屋敷293番地 293番の1 居宅 木造瓦葺2階建 1階 108.07㎡ 2階 30.88㎡ 延 138.95㎡	

物件 番号	特 記 事 項

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等 物件番号 1

位 置 ・ 交 通 (およその道路距離)	J R山陰本線 伯耆大山 駅 南東 方 約 5.5 km 日下 バス停 東 方 約 700 m
付 近 の 状 況	農家住宅を中心とする既成農家集落地域
主な公法上の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分 : 都市計画区域外 用 途 地 域 : 建 蔽 率 : 容 積 率 : 防 火 規 制 : その他の規制 :
画 地 条 件 (間口=接道長さ) (奥行=最大奥行)	地 積 : 1,048.02㎡ 接道状況 : 中間画地 間 口 : 約 30m そ の 他 : ほぼ平坦地 奥 行 : 約 36m 形 状 : ほぼ台形
接 面 道 路 の 状 況	南東 側 , 幅員 2.5m 市道 , 舗装有, 道路とほぼ等高。
土 地 の 利 用 状 況 等	現 状 : 後記対象建物が存する。 目的外建物 : 無
供 給 処 理 施 設	上 水 道 : 有 ガス配管 : 無 下 水 道 : 有 (注) 供給処理施設における「有」とは、目的物件の前面道路に該当施設の施設管が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「無」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。
特 記 事 項	西側隣接地は周知の埋蔵文化財包蔵地「伝承日本刀発祥の地（伯耆安綱鍛錬の場）」となっているため、開発行為等にあたっては、米子市との事前協議が必要となる。 敷地内に庭石、石灯籠、鉄棒、スチール製物置が置かれている。

2. 建物の概況及び利用状況 物件番号 2

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 残 存 耐 用 年 数	建築時（登記簿記載）：昭和39年10月 増築時（登記簿記載）：昭和54年8月 経過年数：約 62 年 経済的残存耐用年数：約 5 年 ※ ※ 平成30年以降の改修を考慮した。
仕 様	構 造：木造2階建 屋 根：瓦葺 設 備：オール電化・エコキュート・太陽光発電システム その他：水洗（下水道接続）
床 面 積（現 況）	1 階 108.07㎡ 2 階 30.88㎡ 延 138.95㎡
現 況 用 途 等	現況用途：居宅・事務所 間 取 り：現況調査報告書の「建物間取図」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	所有者の家族の居住用のほか、合同会社WEED（所有者の夫が業務執行社員）の事務所用として利用しているが、使用借権であるため、評価額への影響は特にはないと判断した。
特 記 事 項	室内で大型犬が飼育されている。 平成30年以降、浴室を除いて適宜改修を行っている（所有者談）。 屋根に太陽光発電システムがあるほか、建物に接して、ウッドデッキ・差し掛け・物置（工作物）がある。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

1-1. 土地 物件番号 1

更地価格を算出し、これに建付減価補正を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 *a	個別格差 *b	地 積	建付減価 補正 *c	建付地価格 ① (万円未満四捨五入)
1	12,400円/㎡	× 0.90	× 1,048.02㎡	× 0.90	= 10,530,000円

*a 標準画地価格

地価公示標準地等の価格を規準とした価格を参考とし、周辺地域の取引事例を検討のうえ標準画地価格を査定した。

<地価公示標準地価格からの規準>

番 号	地価公示価格	時点修正	標準化補正	地域格差	規準とした価格
米子-6	13,000円/㎡	$\times \frac{100}{100}$	$\times \frac{100}{100}$	$\times \frac{100}{105}$	= 12,400円/㎡

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正 : 必要なし

◇地域格差 : 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ格差率を査定した。

*b 個別格差

要 因	率
規模大	0.90
相 乗 積	0.90

*c 建付減価補正 : 建物と敷地との適応状態等を考慮した。

1-2. 建物 物件番号 2

物件 番号	再調達原価 * d	現況延床面積	現価率 * e	建物価格 ② (万円未満四捨五入)
2	200,000円/㎡	× 138.95㎡	× 0.063	= 1,750,000円

* d 再調達原価 : 建物建築費の推移動向等を考慮した、目的建物を再建築する場合の標準的な建築費。

* e 現価率 : 建築時から価格時点までの減価の程度を考慮し、耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して現価率を査定した。

物件 番号	経過年数	経済的残存 耐用年数	残価率	手 法	耐用年数に 基づく方法に よる現価率	観察減価に よる補正率	現価率
2	62年	5年	0.05	定率法	0.06253	× 1.00	= 0.063

2. 評価額の決定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して下記のとおり評価額を決定した。

2-1. 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (1-1.①)	土地利用権等割合		土地利用権等価格 ③ (万円未満四捨五入)
1	10,530,000円	× 0.50	法定地上権	= 5,270,000円

2-2. 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (1-1.①)(1-2.②)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (2-1.③)	占有減 価修正 * f	市場性 修 正 * g	競売市 場修正 * h	評 価 額 (万円未満四捨五入)
1 (土地)	(10,530,000円	－ 5,270,000円)		× 1.00	× 0.6	= 3,160,000円
2 (建物)	(1,750,000円	＋ 5,270,000円)				× 1.00
一 括 価 格 (上 記 合 計)						= 7,370,000円

* f 占有減価修正 必要なし

* g 市場性修正 必要なし

* h 競売市場修正 2 ページ記載の不動産競売市場の特殊性等を考量のうえ査定した。

第 6 参考価格資料

* 地価公示標準地

番 号 米子-6
所 在 鳥取県米子市石井字上宗正寺753番1
位 置 米子駅 南方2.9km
価 格 13,000円/㎡
価 格 時 点 令和8年1月1日
地 積 410㎡
接 面 街 路 東側 4.5m 市道
供給処理施設 水道・下水
用 途 地 域 市街化調整区域
建 蔽 率 70%
容 積 率 400%
地 域 の 概 要 農家住宅と一般住宅が混在する既成住宅地域

(注)ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価額であり、ここに掲げた価格とは、その性質上異なる額である。

第 7 附属資料

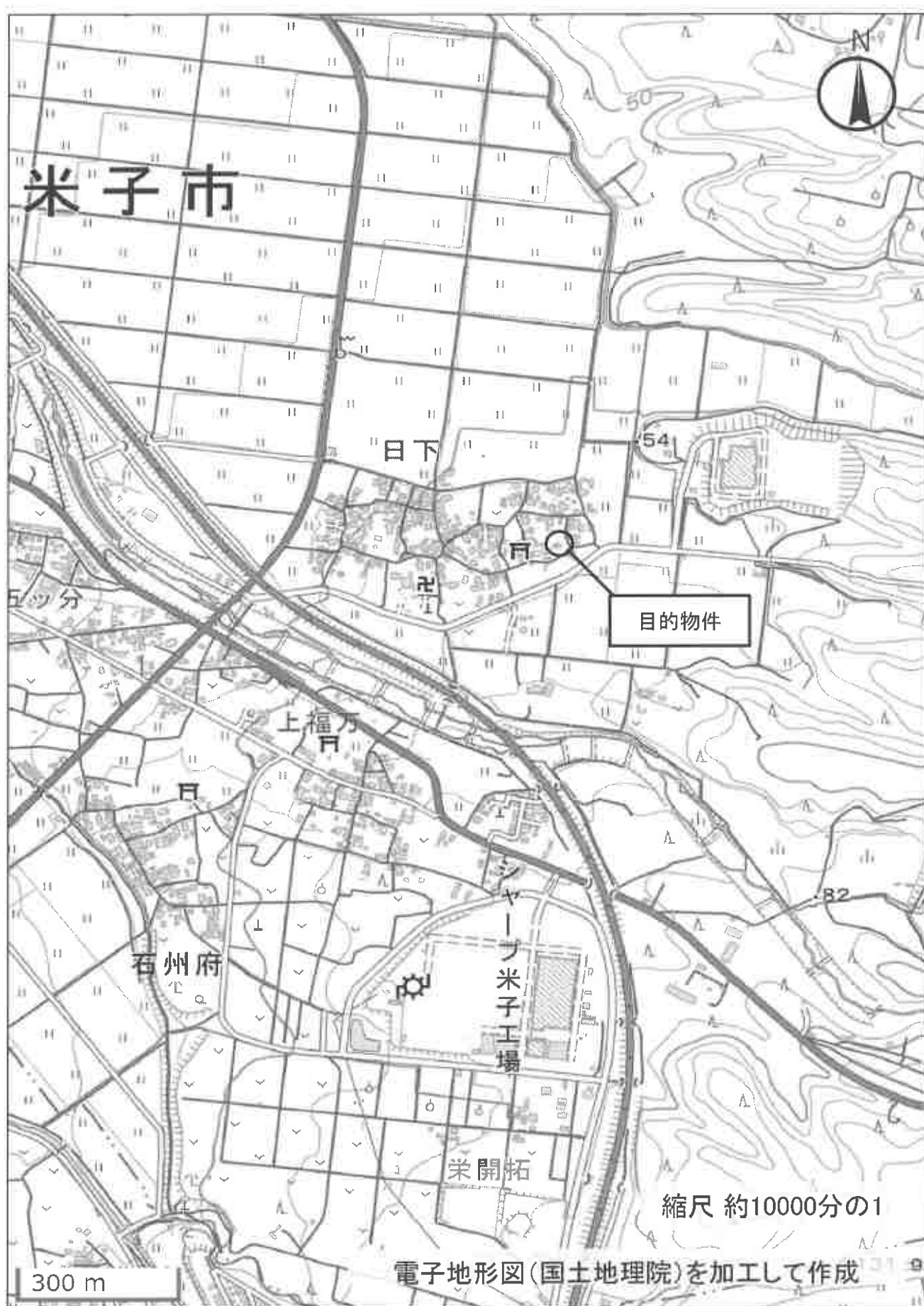
位置図

周辺概況図(正本のみに添付)

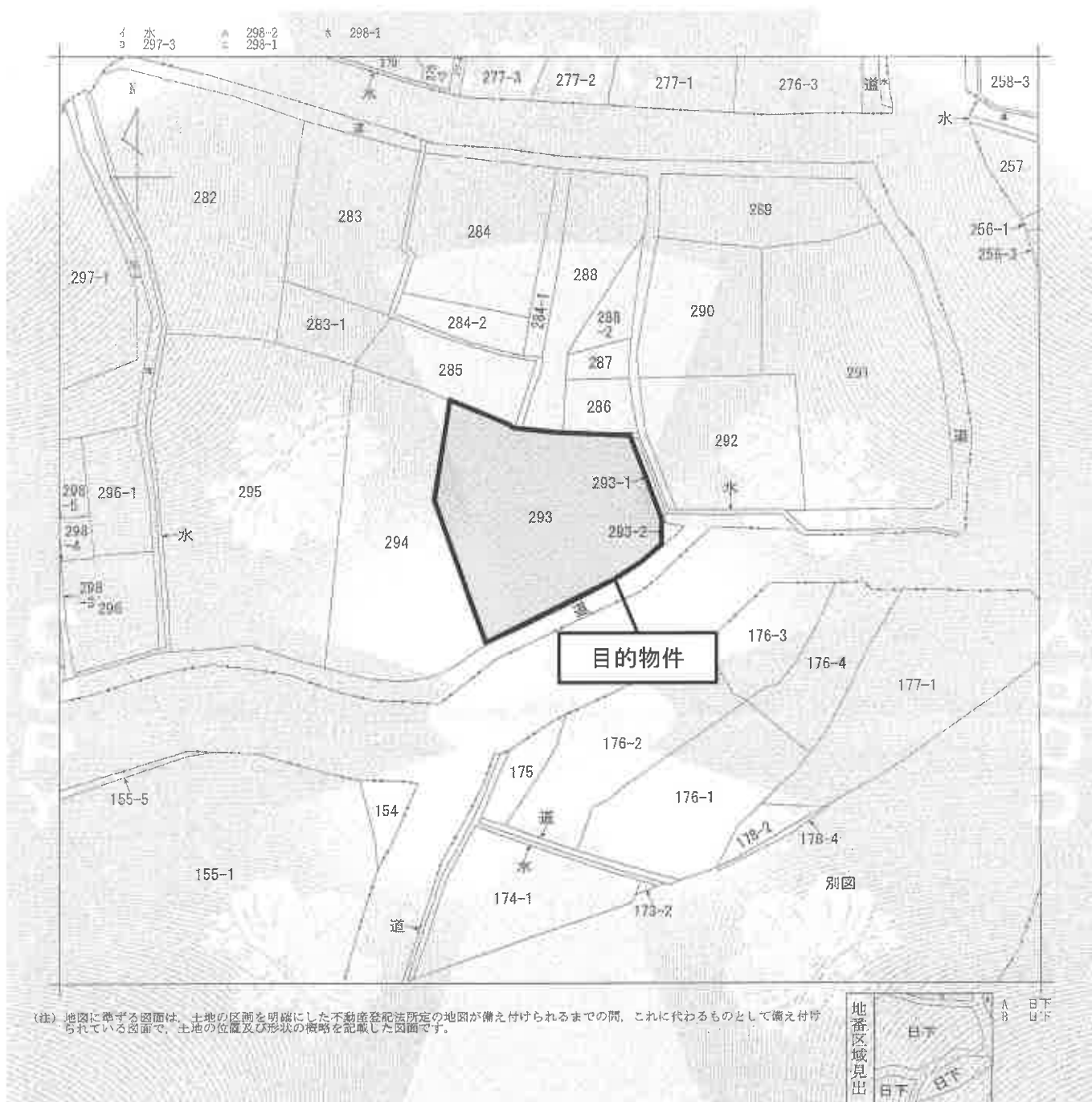
公図(法務局備付)

建物図面(法務局備付)

位置図



公 図



請求部	所在	米子市日下東屋敷				地番	293番		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(鳥取地方法務局米子支局管轄)

令和8年2月18日

福岡法務局

地図整理番号: M82490

(1/1)

登記官

縮小実施

建物図面

登記年月日：昭和54年9月21日

137293

各階平面図

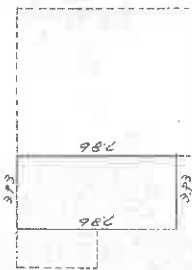
昭和54年9月21日登記

建物図面

家屋番号 2P3.2.1

建物の所在 和子日下字東屋敷 2P3

2階



2階床面積
986 x 986 = 972,196 sq cm

1階



1階床面積
1277 x 286 = 365,222 sq cm

(縮小実施)

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

これは図面に記載されている内容を説明した書面である。
(真敷地方法務局米子支店管轄)
令和8年2月18日 福岡法務局

登記官

請求番号：8-1

参 考 事 項

■供給処理施設について

上水道、下水道（農業集落排水等を含む）、ガス配管については、目的土地を建物の敷地として利用する場合に必要な設備であり、当該土地上にどのような建物を建築するかによってその引込管の口径、口数も異なるが、地域によっては、管理者が敷地内への引込の情報は個人情報であるという立場で公開しない場合もある。また、管理者が保有する引込情報が必ずしも正確ではないこともあり、敷地内への引込の情報を管理者から得て確認ができ、敷地内への水道メーターの設置、汚水枡の設置、ガスメーターの設置がそれぞれなされていても、既設の敷地内配管が直ちに利用可能な状態であるかどうかは専門業者でなければ確認は不可能であることに注意を要する。

前面道路に配管がある場合に通常必要となる引込費用は、この種の経費の中で最低限の経費であり、買受人が土地あるいは建物を購入した場合に通常必要となる費用と考えられることから、目的物件の評価額にそもそも影響を与えるものではないと言え、土地の評価額から明示的に控除すべき費用ではないと考えられる。

■建物の付帯設備

建物に付属する各種住宅設備については、例えば、電気、給湯器、浄化槽等建物内の各種設備が稼働可能な状態にあるかどうかまでを評価人が調べることは困難であり、また、電気が止められている場合には電気設備をチェックすることは不可能であるため、当該設備等が稼働可能な状態であるかどうかを保証できない。

■地価公示標準地等からの規準

標準画地価格を評定する際は、国が公示する地価公示標準地の公示価格あるいは鳥取県が告示する地価調査基準地の標準価格を規準とする。
ただし、規準できない場合もある。

■標準画地価格

目的土地が属する地域の標準的な画地の価格。

■目的土地の個別格差

目的土地の個別的要因（街路、交通接近、環境、画地、行政的、その他）が、標準的な画地の個別的要因と異なる場合の格差。

■建付減価補正

目的土地上の建物が一般的あるいは合理的な利用状況でない場合等に、その敷地が更地と比較して市場性が劣る場合の補正。

■占有減価修正

目的物件に占有者がいるため目的物件の需要が減退し、売却が困難になる場合に行う修正。

■市場性修正

目的物件の価格査定に当たり、個別的な要因を考慮してもなお目的物件の需要が限定されるなど、売却が困難な場合に行う修正。

■競売市場修正

競売という特殊な市場において、買受人が負担することとなるリスクを考慮した修正。